

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業実施要領

令和2年5月22日
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 目的

通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所及び介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルスへの感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時には想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

2 申請期間

令和2年5月22日から令和3年3月31日まで

3 対象事業及び交付額等

対象事業	(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業
対象事業者	令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当する県内（中核市の鳥取市除く）に所在する介護サービス事業所 ① 県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ② 利用者又は職員に感染症が発生した事業所 ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 ④ 通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者の居宅を訪問し、サービスを提供した事業所	令和2年1月15日以降に、 ① 県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ② 利用者又は職員に感染症が発生した事業所等 ③ 感染症拡大防止の観点から、自主的に休業した介護サービス事業所から利用者の受入や、当該事業所に応援職員の派遣を行った県内（中核市の鳥取市を除く）介護サービス事業所及び介護施設等
補助金額	「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）で定める基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額。	
対象となる費用（例）	○介護サービス事業所のサービス継続に必要な経費 ・ マスク、手袋等の衛生用品の購入費 ・ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当 ○通所系事業所等が事業所外の代替場所で行うサービス実施に係る経費 ・ サービス提供場所の賃料、物品の使用料等 ・ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用等 ○通所系事業所による訪問サービス実施に係る経費 ・ 訪問サービス実施に伴う人員確保の為の職業紹介料、(割増)賃金・手当 ・ 訪問サービス実施に伴う損害賠償保険の加入費用	○利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用 ・ 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当等 ・ 新たに利用者を受け入れるための調整に係る諸経費 ○職員の応援派遣に係る費用 ・ 職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、(割増)賃金・手当等）
(※) 行政等から同じ目的で補助を受けた費用については、補助対象外。(ただし、補助を越えた部分については当補助金の対象になります)		

4 申請について

(1) 提出書類

詳細は、別途定める「交付要綱」を参考にしてください。

提出書類	提出部数
①交付申請書（鳥取県補助金交付規則（以下「規則」という。）第5条）	各1部
②事業所・施設別申請額一覧（様式第1号）	
③事業計画書（様式第2号）	
④事業収支予算書（様式第3号）	

(2) 提出方法

郵送により提出してください。

5 留意事項

1 事業所・1施設あたり、1回まで利用することが可能です。

6 提出・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課介護保険・施設担当

電話：0857-26-7175

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp